八雲町定額減税調整給付金（不足額給付）対象確認フローチャート

令和7年1月1日時点で八雲町に住民票がある

いいえ → **支給対象外**
（転入前の市区町村にお問い合わせください）

はい ↓

合計所得金額が1,805万円以下である

いいえ → 定額減税しきれない額がある

はい ↓

令和６年度定額減税を受けている

はい → 定額減税しきれない額がある

いいえ → **支給対象外です**

いいえ ↓

令和5・6年度に非課税・均等割世帯の給付金の対象世帯となっている
（世帯主または世帯員として）

はい → **支給対象外です**

いいえ ↓

以下の１・２のいずれにも該当する

1. 所得税と住民税所得割のどちらも定額減税前の税額が0円

2. 税制度上、「**扶養親族**」から外れてしまう
※青色事業専従者、事業専従者（白色）の方、合計所得金額48万円超の方など

はい → **不足額給付Ⅱ**
の対象となる可能性があります

定額減税しきれない額がある

◇定額減税および調整給付金について
【所得税】
A.定額減税可能額：3万円×（本人+扶養人数）
B.令和6年分所得税額
A-B＝控除不足額（①）＜0の場合は0
【住民税所得割】
C.定額減税可能額：1万円×（本人+扶養人数）
D.令和6年分住民税所得割額
C-D＝控除不足額（②）＜0の場合は0
【調整給付金支給額】
①+② ＝定額減税しきれない額
↳ ※1万円単位に切上げ

はい → 定額減税しきれない額の合計額（１万円単位に切り上げ後）の全額を令和６年度当初調整給付金として受給済みである。

いいえ → **不足額給付Ⅰ**
の対象となる可能性があります

はい → **支給対象外です**